特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	奨学資金貸付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、奨学資金貸付事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市教育委員会

公表日

令和5年11月13日

[平成31年1月 様式2]

即油桂耙

連絡先

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	奨学資金貸付事務
②事務の概要	松山市奨学資金貸付条例(平成5年条例第3号)に基づき、経済的事情により学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学への修学が困難な者に対して、学業に必要な資金(以下「奨学資金」という。)を貸し付け、有用な人材を育成することを目的とする。 保護者または本人が1年以上市内に居住する者で心身が健全で学業成績が優秀であることや、経済的事情によって修学困難であり同種の奨学資金の適用を受けていない者を対象に奨学生を募集。提出された松山市奨学生採用申請書等をもとに、松山市奨学生選考委員会にて審議した後、市長が採用者を決定する。
③システムの名称	奨学金システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル	名
奨学金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号利用法」という。)第9条第2項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第1 執行機関欄2
4. 情報提供ネットワーク	
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第9号
5. 評価実施機関における	5担当部署
①部署	松山市教育委員会事務局学校教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	·訂正·利用停止請求
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 ℡(089-948-6866)
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ

松山市教育委員会事務局学校教育課 790-0003 愛媛県松山市三番町六丁目6-1 第4別館3階 Tel(089-948-6869)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	15年5月31日 時点			
2. 取扱者勢	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	15年5月31日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び重点項目評価書 3)基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ重	直点項目評価書又は全	項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワークシステ	ムを通じた入手を除	<₀)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特疋個人情報の提供・なく。)	多転(委託や情報提供不ット	リークシステムを通	した提供を除 []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続	しない(入手) [〇]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	答						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I3 法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第2項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項別表第1 執行機関欄2 同条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	時点修正
平成28年8月26日	I 4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	時点修正
平成28年8月26日	I 4 ②法令上の根拠		番号利用法第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第14号 に基づき同条第7号に準ずるものとして定める 特定個人情報の提供に関する規則(平成27年 特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条	事後	時点修正
平成28年8月26日	I 5 ②所属長	学校教育課長 緒方 義彦	学校教育課長 大本 光浩	事後	人事異動に伴う変更
平成28年8月26日	Ⅱ 1 対象人数	平成27年3月31日時点	平成28年7月31日時点	事後	時点修正
平成28年8月26日	Ⅱ 2 取扱者数	平成27年3月31日時点	平成28年7月31日時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	Ⅱ 1 対象人数	平成28年7月31日時点	平成29年7月31日時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	Ⅱ 2 取扱者数	平成28年7月31日時点	平成29年7月31日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月13日	T 1	(以下「大学」という。)への修学が困難な者に対して、学業に必要な資金(以下「奨学資金」という。)を貸し付け、有用な人材を育成することを目的とする。 保護者または本人が1年以上市内に在住するもので心身が健康で学業成績が優秀であることや、経済的事情によって修学困難であり同種の奨学資金の適用を受けていないものを 世帯 に	松山市奨学資金貸付条例(平成5年条例第3 号)に基づき、経済的事情により学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学への修学が困難な者に対して、学業に必要な資金(以下「奨学資金」という。)を貸し付け、有用な人材を育成することを目的とする。 保護者または本人が1年以上市内に居住する者で心身が健全で学業成績が優秀であることや、経済的事情によって修学困難であり同種の奨学資金の適用を受けていない者を対象に奨学生を募集。提出された松山市奨学生採用申請書等をもとに、松山市奨学生選考委員会にて審議した後、市長が採用者を決定する。	事後	誤記載の修正
平成31年2月13日	Ⅱ 1 対象人数	平成29年7月31日時点	平成30年5月31日時点	事後	時点修正
平成31年2月13日	Ⅱ 2 取扱者数	平成29年7月31日時点	平成30年5月31日時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	I3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第2項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第1 執行機関欄2 同条例第3条第1項第3号、同条第3項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第2 項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条 第1項 別表第1 執行機関欄2	事後	時点修正
令和2年3月19日	I 4 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第14号 に基づき同条第7号に準ずるものとして定める 特定個人情報の提供に関する規則(平成27年 特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条	番号利用法第19条第8号	事後	時点修正
令和2年3月19日	Ⅱ 1 対象人数	平成30年5月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	Ⅱ 2 取扱者数	平成30年5月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	時点修正
令和3年2月1日	Ⅱ 1 対象人数	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月1日	Ⅱ2 取扱者数	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	I 4 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号	番号利用法第19条第9号	事後	法改正による変更
令和3年11月11日	Ⅱ 1 対象人数	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	取扱者数	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	衣紙 特記事項	操作カード(職員証)やパスワード	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認 証))	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和4年11月11日	Ⅱ 1 対象人数	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	時点修正
△和4年11日11日		令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	時点修正
	Ⅳ6 情報提供ネットワークとの接	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分 か。	接続しない(提供)	事後	見直しに伴う修正
R5.11.13	Ⅱ 1 対象人数	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	時点修正
R5.11.13	Ⅱ 2 取扱者数	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	時点修正